

I 障がい者手帳の交付

身体障がい者手帳

<p>内容</p>	<p>視覚・聴覚・平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体、心臓機能、じん臓機能、肝臓機能、呼吸器機能、ぼうこう又は直腸機能、小腸機能及び免疫機能に障がいのある人に交付されます。</p> <p>障がいの程度により 1級から 7級までの等級があります（7級単独での手帳の交付はありません）。</p> <p>手帳を取得することにより、障がいの種別と程度に応じたサービスを利用できるようになります。</p>
<p>申請手続</p>	<p>都道府県知事指定医師の診断を受けられましたら、次のものを添えて申請してください。</p> <p>①顔写真（縦4センチ×横3センチ） ②診断書・意見書（所定のもの）</p> <p>③マイナンバーカード ④公的医療保険の資格確認ができるもの（資格確認書、資格情報のお知らせ等） ⑤同意書兼委任状</p> <p>※身体障がい者手帳の等級に該当するかどうかは、指定医師にご相談ください。</p> <p>※市町村民税非課税世帯の人には診断料を助成します。領収書・口座番号がわかるもの・印鑑をご持参ください（生活保護を受けている人は、保護課にご相談ください）。</p>
<p>再認定</p>	<p>障がいの状態によって、再認定が必要となる人がおり、手帳交付のときに再認定日が指定されます。手帳に記載されている再認定年月の3箇月前から再認定手続ができます。</p> <p>（対象者には概ね3箇月前頃通知します）</p> <p>■申請手続と同様のものに加え、現在お持ちの手帳</p> <p>※市町村民税非課税世帯の人には診断料を助成します。領収書・口座番号がわかるもの・印鑑をご持参ください（生活保護を受けている人は、保護課にご相談ください）。</p>
<p>等級変更</p>	<p>障がいの程度が変わったと思われる場合は、再認定と同じ手続</p>
<p>居住地 氏名変更</p>	<p>次のものを添えて、手続窓口で変更手続をしてください。</p> <p>■市外への転出時の手続窓口…転出先の障がい福祉担当窓口</p> <p>■市内での転居時の手続窓口…障がい福祉課</p> <p>①現在お持ちの手帳 ②マイナンバーカード ③委任状（任意代理人の場合）</p> <p>■住所地特例地への移動の場合は新住所の分かるものを準備ください。</p> <p>■氏名変更の場合は、市内での転居時の手続と同様です。</p>
<p>再交付</p>	<p>手帳を紛失又は破損したときは、次のものを添えて、再交付の申請をしてください。</p> <p>①現在お持ちの手帳（破損の場合） ②マイナンバーカード</p> <p>③委任状（任意代理人の場合） ④顔写真（縦4センチ×横3センチ）</p>

※手帳が交付されるまでの日数【申請手続・再認定・等級変更】・約50～70日前後【再交付】・約30日前後

療育手帳

<p>内容</p>	<p>障がいの程度により A（重度）、B1（中度）、B2（軽度）に分けられます。</p> <p>手帳を取得することにより、障がいの程度に応じたサービスを利用できるようになります。</p>
<p>申請手続</p>	<p>次のものを添えて、申請をしてください。</p> <p>※18歳以上の方は、聞き取りがありますので、必ず事前に連絡をしてください。</p> <p>①顔写真（縦4センチ×横3センチ） ②マイナンバーカード</p> <p>③手続きされる人の本人確認書類</p>

更新	<p>次回の判定時期が手帳に記されています。更新される場合は、3箇月前から更新手続きができませんので、次のものを添えて申請してください。</p> <p>※18歳以上の人は、聞き取りがありますので、必ず事前に連絡をしてください。</p> <p>■申請手続きと同様のものに加え、現在お持ちの手帳</p>
居住地 ・ 氏名変更	<p>次のものを添えて、手続窓口で変更手続きをしてください。</p> <p>■市外への転出時の手続窓口・・・転出先の障がい福祉担当窓口</p> <p>■市内での転居時の手続窓口・・・障がい福祉課</p> <p>①現在お持ちの手帳 ②マイナンバーカード ③委任状（任意代理人の場合）</p> <p>■氏名、連絡先、保護者の変更手続も同様です。</p>
再交付	<p>手帳を紛失又は破損したときは、次のものを添えて、再交付の申請をしてください。</p> <p>■申請手続きと同様のものに加え、現在お持ちの手帳（破損の場合）</p>

※手帳が交付されるまでの日数【申請手続・更新】・約60～90日前後 【再交付】・約40～60日前後
精神障がい者保健福祉手帳

内容	<p>精神障がいのために長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある人が対象となります。障がいの程度により1級から3級までの等級があります。手帳を取得することにより、障がいの種別と程度に応じたサービスを利用できるようになります。</p>
申請手続	<p>医師の診断を受けられましたら、次のものを添えて、申請してください。</p> <p>①顔写真（縦4センチ×横3センチ） ②次の(1)又は(2)のどちらか一方をご用意ください。</p> <p>(1)診断書（所定の様式で、初診日から6箇月上経過した時点のもの）</p> <p>(2)障害年金証書・特別障がい給付金の写し（こちらの場合は、下の2点も必要です。）</p> <p>■直近の年金振込通知書又は年金支払通知書の写し</p> <p>■社会保険庁又は共済組合等に照会するための同意書（障がい福祉課窓口でお渡し）</p> <p>③マイナンバーカード ④委任状（任意代理人の場合）</p> <p>※年金支給理由に、精神以外の障がいがありましたら、手帳申請は不承認となる場合があります。その場合は、改めて医師の判断の上、診断書による申請を行うことは可能です。</p>
更新	<p>手帳の有効期限は2年です。更新される場合は有効期限の3箇月前からできます。</p> <p>■申請手続きと同様のものに加え、現在お持ちの手帳</p>
等級変更	<p>障がいの程度が変わったと思われる場合は、更新の場合と同じ手続</p>
居住地 ・ 氏名変更	<p>次のものを添えて、手続窓口で変更手続きをしてください。</p> <p>■市外への転出時の手続窓口・・・転出先の障がい福祉担当窓口</p> <p>■市内での転居時の手続窓口・・・障がい福祉課</p> <p>①現在お持ちの手帳 ②マイナンバーカード ③委任状（任意代理人の場合）</p> <p>■氏名変更の場合は、市内での転居時の手続と同様です。</p>
再交付	<p>手帳を紛失又は破損したときは、次のものを添えて、再交付の申請をしてください。</p> <p>①現在お持ちの手帳（破損の場合） ②マイナンバーカード ③委任状（任意代理人の場合） ④顔写真（縦4センチ×横3センチ）</p>

※手帳が交付されるまでの日数【申請手続・更新・等級変更】・約90日前後 【再交付】・約60日前後
身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳共通

返還	<p>手帳の交付を受けた人が死亡された場合や障がいの程度が変わり、法に定める障がいに該当しなくなった時は、返還する手帳を添えて、障がい福祉課窓口で返還手続してください。</p>
その他	<p>手帳を他人に譲渡又は貸与することはできません。</p>
窓口	<p>障がい福祉課</p>